

メンタルヘルス対策に関する計画等の策定支援

1. メンタルヘルス対策に関する計画等の必要性

地方公共団体において、職員一人ひとりが心身共に健康で、その能力を十分発揮できるようにするために、

- メンタルヘルス対策が重要課題であることを、首長、管理監督者等の組織全体の共通認識とし、関係者が有機的に連携して対策に取り組むことが必要
- 効果的な対策とするために、中長期的な視点で全庁的・継続的に取り組むことが重要

➡ **関係機関の役割や連携を明示したメンタルヘルス対策に関する計画等を自主的に策定**



2. メンタルヘルス対策に関する計画等の策定支援

(1) 計画等の策定支援を行う意義

▲計画策定済みは全国で2割程度、未策定のうち策定の必要性を感じているものの「盛り込むべき内容が分からない」等の理由から策定できていない地方公共団体あり（令和4年度アンケート調査）

標準的なモデルとして「メンタルヘルス対策に関する計画例」を提示することにより、

- ➡
- 地方公共団体の規模に関わらず、自主的な計画等の策定を可能とする
 - ↳ 計画例として、「本編」、「別冊」、「簡易版計画(例)」を提示
 - 策定後にも実効的な運用が図られるよう、計画策定上の留意事項等を整理

(2) メンタルヘルス対策に関する計画等に盛り込むべき要素

① 事業者の表明

（事業者である「首長」がメンタルヘルス対策を積極的に推進する旨を計画等において「表明」し、職員一人ひとりに計画等が認識されるよう全庁的に共有を図る）

② メンタルヘルス対策推進体制

（首長、職員、総括安全衛生管理者、管理監督者、職場内産業保健スタッフ等（産業医、保健師、人事労務部門等）、安全衛生委員会等について、それぞれの役割・実施体制をあらかじめ明確に示し、関係機関の認識の共有を図る）

③ 「メンタルヘルス対策における段階に応じた4つのケア」を柱とした体系的な取組内容

（「メンタルヘルス対策における段階に応じた4つのケア」*を計画等に定め、具体的に「いつ、誰が、何をを行うか」をあらかじめ体系立てて示す）

④ 計画等を効果的に運用するための目標設定とPDCAサイクルによる定期的見直し

（計画等を効果的に運用していくため、「計画期間」、「効果指標・目標値」、「定期的なフォローアップ」、これらを踏まえた適宜の「見直し」を明記）

※「4つのケア」とは、メンタルヘルス対策において、職員個人が各々に取り組む「セルフケア」、管理監督者が取り組む「ラインケア」、職場の産業医や保健スタッフ、人事労務部門等が取り組む「職場内産業保健スタッフ等によるケア」、職場外の専門医等による「職場外資源によるケア」のことを指し、これらをより実効的なものとするために、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し適切に措置を行う「二次予防」、メンタルヘルス不調者の円滑な職場復帰・再発防止等の支援を行う「三次予防」のそれぞれの段階において、4つのケアの各主体に応じた取組を進めるとともに、相互に連携して取り組むことをいう。

(3) 計画等の策定にあたって留意すべき点

- ① 計画等の策定自体を目的化しない
- ② 小規模地方公共団体における策定の工夫
- ③ 「若手職員に特化した対策」、「ハラスメント対策」、「惨事ストレス」等の個別課題に応じた対応
- ④ 職員への説明・周知、公表の検討、「健康経営」の視点
- ⑤ その他（計画等策定効果の分析、計画等の代替手段の検討）

3. 今後の検討課題

① 小規模地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の推進

（近隣市町村や都道府県との広域連携による専門職確保や職場外資源によるケアの導入、都道府県の取組の情報提供等による支援）

② 今後のメンタルヘルス対策の推進

（地方公共団体間の情報共有、若年層職員に向けたきめ細かな対策の推進、窓口業務等公務職場における業務の特性に応じた対策など）